### 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定が実施されています。

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 【指定基準】

項目	対象サービス	内容
	対象リーロス	
	<b>人=#=ヲトト+ト☆</b>	○居宅介護支援事業者が市町村からの
質の高い公正	介護予防支援 	指定を受けて介護予防支援を行うことを可能とする。
中立なケアマ		_ , , _ ,
ネジメント	居宅介護支援	<ul><li>○要件を設けた上で、テレビ電話装置</li><li>等を活用したモニタリングを可能と</li></ul>
	介護予防支援	する。
		○協力医療機関を定める際に、一定の
		要件を満たす協力医療機関を定める
		ことを努力義務とする。
医療と介護の	認知症対応型共同生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護	○1年に1回以上、協力医療機関との
連携の推進★		間で、利用者の急変時等の対応を確
		認するとともに、当該協力医療機関
		の名称等を市に届け出ることを義務
		付ける。
	   小規模多機能型居宅介護	○身体的拘束等の適正化のための措置
	7 //10/20 //2010 12/10 12/10/10	を義務付ける。(経過措置あり)
		○利用者又は他の利用者等の生命又は
	   定期巡回・随時対応型訪問介護看護	身体を保護するため緊急やむを得な
高齢者虐待防止の推進★	地域密着型通所介護	い場合を除き、身体的拘束等を行っ
	認知症対応型通所介護	てはならないこととし、身体的拘束
	居宅介護支援	等を行う場合には、その態様及び時
	介護予防支援	間、その際の利用者の心身の状況並
		びに緊急やむを得ない理由を記録す
		ることを義務付ける。

## 【介護報酬】

【介護報酬】	計争井 ビュー	中郊
項目	対象サービス	内容 内容 かじの名様も細節。
質の高い公正中	日本人类士松	○ヤングケアラーなどの多様な課題へ の対応さればれる。「 <b>*!!</b>
立なケアマネジ	居宅介護支援 	の対応を促進する観点等から、「特定
メント		事業所加算」の算定要件を見直し
地域の実情に応		○「総合マネジメント体制強化加算」
じた柔軟かつ効	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	に地域包括ケアの推進と地域共生社
率的な取組	小規模多機型居宅介護	会の実現に資する取組を評価する区
T-HJ WANT		分を新設
		○「入居継続支援加算」の要件である
	地域密着型特定施設入居者生活介護	医療的ケアを要する者の範囲を見直
		L
医療と介護の連		○ <b>「医療連携体制加算」</b> を体制要件と
携の推進		医療的ケアが必要な者の受入要件に
	認知症対応型共同生活介護	分けて評価を行う算定区分に見直し
		○受入要件の対象となる医療的ケアの
		範囲を見直し
		○ターミナルケアの内容が医療保険に
		おけるターミナルケアと同様である
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ことを踏まえ、「ターミナルケア加
		<b>算」</b> の評価を見直し
		○「ターミナルケアマネジメント加算」
		の対象疾患を「末期の悪性腫瘍」に
看取りへの対応		限定せず、「医師が一般に認められて
強化		いる医学的知見に基づき、回復の見
	   居宅介護支援	込みがないと診断した者」とする。
		○「特定事業所医療介護連携加算」に
		おける「ターミナルケアマネジメン
		ト加算 の算定回数要件を 15 回以上
		に見直し(経過措置あり)
		○業務継続計画 (感染症・災害) が未
	   全サービス	策定の場合に、基本報酬を減算★
感染症や災害へ の対応力向上		(経過措置あり)
		○医療機関との連携体制の構築や感染
	   認知症対応型共同生活介護	対策に関する研修への参加など、感
	地域密着型特定施設入居者生活介護	対象に関する研修への参加など、感     染対策向上の取組を評価する「 <b>高齢</b>
	地域仙有生物化肥以八伯有生伯月酸	
高齢者虐待防止 の推進★		
	△井、ビュ	│○虐待の発生又はその再発を防止する│ │ thの世業が謙じられていない担会│
	全サービス	ための措置が講じられていない場合
		に、基本報酬を減算

項目	対象サービス	内容
	小規模多機能型居宅介護	○「認知症加算」について、認知症ケ アの専門的研修修了者の配置や認知 症ケアの指導、研修等の実施を評価 する区分を新設
認知症の対応力 向上	認知症対応型共同生活介護	○認知症の行動・心理症状 (BPSD) の 発現を未然に防ぐため、あるいは出 現時に早期に対応するための平時か らの取組を評価する「認知症チーム ケア推進加算」を新設

# 2 自立支援・重度化防止に向けた対応

#### 【介護報酬】

1 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元		
項目	対象サービス	内容
リハビリテーシ		○介護職員等による口腔衛生状態及び
ョン・機能訓練、	   定期巡回・随時対応型訪問介護看護	口腔機能の評価、歯科医療機関及び
口腔、栄養の一	比别巡回·随时对心空初间并设有设	介護支援専門員への情報提供を評価
体的取組等		する「 <b>口腔連携強化加算」</b> を新設
白 去 士 捋 .		○入浴介助技術の向上や利用者の居宅
自立支援・重度	地域密着型通所介護	における自立した入浴の取組を促進
化防止に係る取 組の推進	認知症対応型通所介護	する観点から、「入浴介助加算」の算
祖の推進		定要件を見直し
	地域密着型通所介護	○質の高い情報の収集・分析を可能と
	認知症対応型通所介護	し、入力負担の軽減により科学的介
	小規模多機能型居宅介護	護を推進する観点から、LIFE へのデ
	認知症対応型共同生活介護	ータ提出頻度等の <b>「科学的介護推進</b>
LIFE を活用した	地域密着型特定施設入居者生活介護	体制加算」の算定要件を見直し
質の高い介護		○自立支援・重度化防止に向けた取組
	地域密着型通所介護	をより一層推進する観点から、「ADL
	認知症対応型通所介護	維持等加算(Ⅱ)」の ADL 利得の要件
	地域密着型特定施設入居者生活介護	を見直し、かつ、ADL 利得の計算方
		法を簡素化

# 3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

## 【指定基準】

【指疋基华】		
項目	対象サービス	内容
生産性の向上 等を通じた働 きやすい職場 づくり★	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○「利用者の安全並びに介護サービス の質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会」 の設置を義務付ける。(経過措置あ り)
	小規模多機能型居宅介護	○管理者の兼務について、兼務可能な 他事業所のサービス類型を限定しな い。
効率的なサービス提供の推進	居宅介護支援	○令和3年度改定において義務化された「前6か月間に作成したケアプランにおける特定のサービス割合及び同一事業者による提供割合の説明・同意」について、努力義務とする。
	居宅介護支援	<ul> <li>○介護支援専門員の員数について、「利用者の数が44又はその端数を増すごとに1」とする。(※介護予防支援の利用者は3分の1換算)</li> <li>○また、事業所がケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、「利用者の数が49又はその端数を増すごとに1」とする。</li> </ul>
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○就労開始6月未満の外国人介護職員 について、一定の要件の下、就労開始 直後から人員配置基準に算入するこ とを可能とする。

## 【介護報酬】

1 月 元支 干以 日 川 』		
項目	対象サービス	内容
介護職員の処遇 改善	定期巡回·随時対応型訪問介護看護地域密着型通所介護認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護	○「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」について、「介護職員等処遇改善加算」に一本化
生産性の向上等を通じた働きやすい環境づくり	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○見守り機器等のテクノロジーを導入 し、生産性向上ガイドラインの内容 に基づいた業務改善を継続的に行う とともに、一定期間ごとに業務改善 の取組による効果を示すデータの提 供を行うことを評価する「生産性向 上推進体制加算」を新設

# 4 制度の安定性・持続可能性の確保

### 【介護報酬】

【月 6支年以前】		
項目	対象サービス	内容
評価の適正化・ 重点化★	居宅介護支援	○利用者が居宅介護支援事業所と併 設・隣接しているサービス付き高齢 者向け住宅等に入居している場合 や、複数の利用者が同一の建物に入 居している場合の算定区分(所定単 位数の95%)を新設
報酬の整理・簡素化	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 と夜間対応型訪問介護の機能・役割 や利用状況等を踏まえ、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の基本報酬 に、夜間対応型訪問介護の利用者負 担に配慮した算定区分を新設

### 5 その他

# 【指定基準】

項目	対象サービス	内容
「書面掲示」規制の見直し★	全サービス	○事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内での「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務付ける。 (令和7年度から義務付け)

# 【介護報酬】

項目	対象サービス	内容
通所系サービス		○送迎先について、利用者の居住実態
における送迎に	地域密着型通所介護	のある場所を含めるとともに、他の
係る取扱いの明	認知症対応型通所介護	介護事業所や障害福祉サービス事業
確化		所の利用者との同乗を可能とする。

★は新たに義務化又は減算が導入されるもの